

教職課程科目「総合的な学習の時間の指導法」の一考察

A Study About a Teacher Training Course Subject “Method of teaching of the Period for Integrated Studies”

諏 江 康 夫

Yasuo SUE

1 はじめに

教育職員免許法の改正（平成28年11月）により、教育職員の普通免許状の授与をうけるために大学で修得することを必要とする単位数に係る科目区分が統合されたこと等を踏まえ、その単位の詳細や修得方法について規定する教育職員免許法施行規則の改正（平成29年7月）が行われた。

この施行規則の改正では、科目区分の大括り化や履修内容の充実が図られ、新たに独立した事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」の設定、「チーム学校への対応」「カリキュラム・マネジメント」等の内容への追加などがなされ、平成31年4月から施行される。

また、中央教育審議会の答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月)の中で、「今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の教職課程の編成に当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)の整備のための検討を進める必要がある。」とされたことから、すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものとして、教職課程コアカリキュラムが策定された(平成29年8月)。

現在、教職課程の認定を受けている各大学等は、平成31年4月以降も引き続き教職課程を有するための課程認定(再課程認定)の申請に向け準備を進めているが、授業科目の審査に当たり、教職課程コアカリキュラム対象科目については各コアカリキュラムに定める内容がシラバスに含まれているかの確認が行われることとなったため、各大学等には、教育課程編成やシラバスの作成等において、各種答申やコアカリキュラム策定の趣旨を十分に理解した対応がこれまで以上に求められている。

2 研究の目的

本稿では、教職課程科目として新たに独立した「総合的な学習の時間の指導法」について、上述の法改正・制度改正に加えて学習指導要領の改訂(平成29年3月)等の動向を踏まえ、ど

のような指導内容・方法等が求められるのか、コアカリキュラムとの関連を中心に考察することを目的とする。

3 研究の方法

- (1) 「学習指導要領」「学習指導要領解説」「中央教育審議会（答申）」等から、総合的な学習の時間に関する基本的な考え方を整理する。*
- (2) 小・中・高等学校における実践事例を題材に、総合的な学習の時間の成果や課題等を明らかにする。
- (3) 教職課程科目「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムを踏まえたシラバス作成や、具体的な指導内容・方法について考察する。

4 総合的な学習の時間の創設と経緯

(1) 創設の趣旨と経緯

総合的な学習の時間が創設された経緯等について、平成20年6月の『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』をもとに整理する。

平成8年7月、中央教育審議会から「ゆとりの中で「生きる力」をはぐくむ」との方向性を示した「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）があり、その中で「「生きる力」が全人的な力であるということを踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進しうるような新たな手立てを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効であると考えられる」ことから、各学校が地域や学校、児童の実態等に応じ、横断的・総合的な学習など創意工夫を生かした教育活動を行うよう、「一定のまとまった時間（総合的な学習の時間）を設けて横断的・総合的な指導を行うこと」が提言された。

平成10年12月、教育課程審議会（当時）の答申を踏まえて、小・中学校の学習指導要領が改訂され、教育課程に新たに総合的な学習の時間を創設することとされ、高等学校についても平成11年3月の学習指導要領改訂において総合的な学習の時間が創設された。

なお、学校教育法施行規則において総合的な学習の時間は、各学校における教育課程上必置とされて標準授業時数が定められ、学習指導要領の総則にその趣旨、ねらい等が記述された。

平成15年12月、中央教育審議会の答申を受けて学習指導要領が一部改正され、各学校の総合的な学習の時間の一層の充実が図られた。

* 本稿執筆時点において、小・中学校の新しい学習指導要領が公示されたものの高等学校は公示されていない状況にあるが、総合的な学習の時間の改訂の趣旨などについては、小・中・高等学校とも大きな違いはないと考えられることから、学習指導要領の参照・引用などにあたっては、特にことわりのない限り「小学校学習指導要領」を基本としている。

この背景には、平成14年の学習指導要領全面実施以降、総合的な学習の時間の成果は一部で見られたものの、「各学校において目標や内容を明確に設定していない」「必要な力が児童に付いたかについて検証・評価が十分に行われていない」「教科との関連に十分配慮していない」「適切な指導が行われず教育効果が十分に上がっていない」などの改善すべき課題が少なくない状況があった。

この一部改正により、「各教科や道徳、特別活動で身に付けた知識や技能等を関連付け、学習や生活に生かし総合的に働くようにすること」「各学校において総合的な学習の時間の目標及び内容を定めるとともにこの時間の全体計画を作成する必要があること」「教師が適切な指導を行うとともに学校内外の教育資源の積極的な活用などを工夫する必要があること」が学習指導要領に明確に位置付けられた⁽¹⁾。

(2) 平成20年3月の学習指導要領改訂

平成20年1月の中央教育審議会の答申は、平成14年の小学校を皮切りに全面実施された学習指導要領の総合的な学習の時間の実施状況について、「学校教育全体で思考力・判断力・表現力等を育成するための各教科と総合的な学習の時間との適切な役割分担と連携が必ずしも十分に図れていない」ことが課題と指摘している⁽²⁾。

こうした指摘を受け、平成20年3月の学習指導要領の改訂で総合的な学習の時間について、

- ・ 教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習を行うものであることをより明確化
- ・ 学校種間の重複を避け、発達段階に応じた取組を促すため、小学校で地域の人々の暮らし、伝統と文化についての学習活動、中学校で職業や自己の将来に関する学習活動を例示として追加
- ・ 総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確化（総則から取り出し新たに章立て）し、その指導を充実させる

などの改善が図られた。

(3) これまでの成果と課題

① 評価と課題

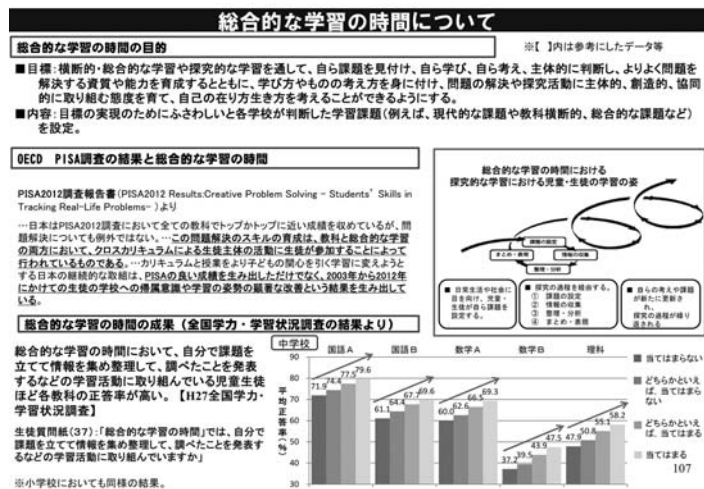
平成20年3月の学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校が同24年度から全面実施、高等学校は同25年度から学年進行で実施され、各学校は現在、学習指導要領の趣旨を踏まえ創意工夫を生かした教育実践を展開している。

文部科学省の指導資料『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）』は総合的な学習の時間について次のように述べ、一定の成果があったとしている⁽³⁾。

平成17年に国立教育政策研究所が実施した『総合的な学習の時間実施状況調査』では、全国の小学校（739校）・中学校（552校）を対象に、「総合的な学習の時間の実施によって児童たちにどのような力や態度等が身に付いたか」について、学習指導要領に示されている総合的な学習の時間のねらいである「自ら課題を設定し、課題を追究する力」、「主体的に学んだり、考えたり、判断したりする力」、「学び方やものの考え方」などを選択肢として設け調査しているが、小学校については、「自己の生き方を考えること」以外の項目について、「身に付いた」「ある程度身に付いた」の両者を合わせると、70%以上の肯定率となっている。同様に、中学校については、すべての項目について60%以上の肯定率となっているなど、一定程度の力が身に付いていると評価していることが分かる。

また、次の学習指導要領等に向けてさまざまな審議をしていた教育課程企画特別部会の「論点整理」では、総合的な学習の時間の現状と課題として右のような資料を示している⁽⁴⁾。

一方、今後の課題として『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（高等学校編）』には、次のように述べられている⁽⁵⁾。



これまでの総合的な学習の時間で、大きな成果を上げている学校がある一方、残念ながら、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られることが指摘されている。

例えば、平成19年から実施している小学6年生、中学3年生を対象とした『全国学力・学習状況調査』における質問紙調査では、「総合的な学習の時間の勉強が好き」という項目について、「当てはまる」又は「どちらかという当てはまる」とする割合は、小学6年生：7.5割程度、中学3年生：6割程度であるなど、国語や算数・数学よりも、好きな割合は多いにもかかわらず、「総合的な学習の時間の授業で学習したことが、普段の生活や社会に出たときに役に立つと思うか」については、小学6年生：8割程度、中学3年生：6割程度であるなど、国語や算数・数学よりも、有用感・実用志向的な動機付けといったものは、低いことが明らかになっている。こうした小・中学校の総合的な学習の時間の実態は、高等学校においても同様であることが推測できる。

② 北海道の現状

総合的な学習の時間が提言されておよそ20年が経過した現在、北海道の小・中・高等学校においても積極的な実践が行われている。

小学校では、「地域素材の教材化」を柱に、言語活動の充実、探究的・協同的な学習、各教科等との関連を深めることをねらいとした取組が多く、例えば札幌市立資生館小学校は「各教科等で学んだ知識や技能を発揮しながら、各学年に応じた課題を追究していく学びを展開することで生きて働く総合的な知を育むこと」をねらいとし、育てたい力として【問題を見付け追究する力】【自分を見つめる力】【自分から働きかける力】の3つを設定し、「ふるさと」「いのち」「くらし」の3テーマのもと立地条件などを生かした学習を展開している⁽⁶⁾。

中学校については、北海道中学校長会が各学校の教育課程の現状と課題及び改善のための取組などを把握するための調査を継続的に行っており、平成24～27年度の総合的な学習の時間の状況などについて

- ・ 内容では、進路学習が9割を超え、地域学習・ふるさと教育に取り組む学校が平成27年度は73%になった。
- ・ 評価の観点に「主体的な態度」「生き方を考える力」を挙げる学校が多く、「表現力」「コミュニケーション力」を挙げる学校が毎年増えている。
- ・ 重視することがらとして「社会体験活動」を挙げる学校が約8割と最も多く、「課題の追求・解決」や「学び方」を重視する学校も増えている。
- ・ 課題として、体験や見学・調査の受け入れ先の確保とそれともなう渉外・調整の負担、体験先への移手段、安全や予算の確保が多く挙げられている。

といった分析を行っている⁽⁷⁾。

高等学校では、平成25～27年度の3年間、文部科学省・国立教育政策研究所の研究指定（総合的な学習の時間）を受けた北海道函館稜北高等学校が、どのような取組をすれば、社会に出ても活用できる力（21世紀型学力：言語活用力、説明する力、知識・情報を活用する力）を育成できるかについて研究を行い、教科・教員それぞれが最も効果的と考える学び合いを実践することを目指して、『協同的な学び合いの手引』を作成し、学習の隊形や活動、課題、内容、思考ツールをさまざまに組み合わせた研究実践を行い、4つのカテゴリーの20の力を全教育活動の中で身に付けるかを示した『稜北生に身に付けさせたい力（21世紀型学力）一覧』という表にまとめている⁽⁸⁾。

③ 改善・充実に向けた課題

これまでみてきたように、「OECD PISA 調査」や「全国学力・学習状況調査」の結果などから、総合的な学習の時間は一定の成果があり、本道においても小・中・高等学校で積極的な取組や創意工夫を生かした取組が多く実践されていると言える。

一方、道内の小・中学校については、

- ・ 単元の指導計画に体験活動を位置付けているが、体験することが目的となっていて、「探究的な学習」になっていない授業が見られる
- ・ 図書館やインターネット等で調べた内容を模造紙等へ書き写すだけの活動にとどまっており、言語により整理したり、分析したりする活動になっていない授業が見られる
- ・ 活動の感想を述べ合うだけの授業にとどまっており、次の課題設定につながる学習になっていない授業が見られる

といった具体的な指摘がある⁽⁹⁾。

また、高等学校については、総合的な学習の時間の改善・充実を図るため、「学習指導要領に示された目標を各学校の目標・内容に反映させ、創意工夫して実践していくこと」や、「教師が互いの専門性や特性を発揮し合い、コーディネート（調整）したりファシリテート（促進・援助）したりするという指導観を共有して指導に当たること」などが大切であるとの指摘がなされている⁽¹⁰⁾。

新しい学習指導要領の実施を目前に控えたいま、本道においてもこれまでの実践の成果を生かすとともに、これらの指摘・課題等を踏まえ総合的な学習の時間の一層の充実に向けた取組が求められている。

5 学習指導要領の改訂への対応

平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小学校が同32（2020）年度、中学校が同33（2021）年度から全面实施されることになっているが、総則、総合的な学習の時間、特別活動は教科書の対応を要するものではないため、同30年度から新学習指導要領によることとされている（移行措置）。なお、高等学校については、平成29年度末に改訂、同34（2022）年度から学年進行で実施される予定となっている。

（1）平成29年3月の学習指導要領改訂

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえた学習指導要領改訂の背景には「社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっている。」という認識がある⁽¹¹⁾。

今回の改訂では、教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力を明確にするため、「知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、

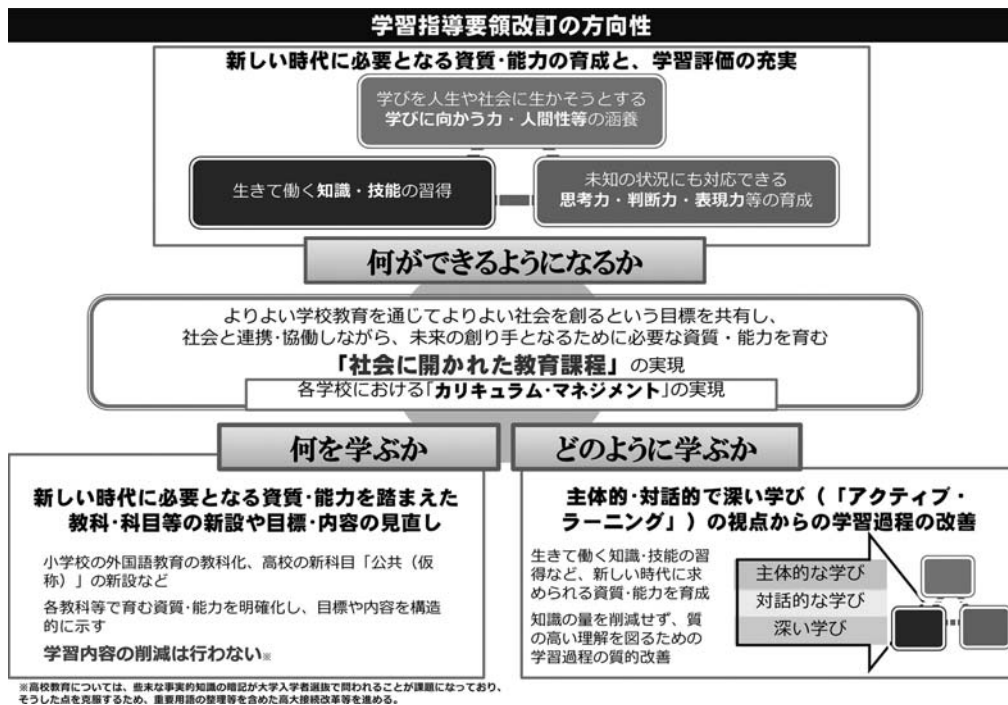


図 2 学習指導要領改訂の方向性⁽¹²⁾

表現力等]、「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で再整理したこと（図 2 参照）が大きな特長と言える⁽¹³⁾。

もう一点，大学との関わりから注目しておきたいのは，今回の改訂と大学改革が関連づけられていることである。平成24年8月，「我が国の将来を担う生徒・学生が，これからの時代に求められる力を確実に身に付け，それぞれの持つ可能性を最大限に伸ばすためには，（中略）高等学校教育の質保証，大学入学者選抜の改善，大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題」⁽¹⁴⁾との認識のもと中教審に諮問があり，平成26年12月に「高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革」の答申がなされた。

この答申では，「確かな学力」の育成を目指し，特に小・中学校においては，学力の三要素を踏まえた指導の充実が図られるよう，多くの関係者による実践が重ねられ成果が表れてきており，高等学校教育及び大学教育においては，そうした義務教育までの成果を確実につなぎ，それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み，初等中等教育から高等教育まで一貫した形で，一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させることが肝要として，高等学校学習指導要領の抜本的見直し，大学教育の質的転換，大学入学者選抜の改革などが提言された⁽¹⁵⁾。

大学の教職課程の指導や授業展開に当たっては，今回の学習指導要領が，この「高大接続改革」の答申を視野に入れながら検討され，初等中等教育から高等教育までを意識して改訂され

たことを認識することが重要である。

(2) 総合的な学習の時間の改訂

総合的な学習の時間の改訂の詳細については、小学校、中学校の「学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」(平成29年6月)に述べられているが、総合的な学習の時間の指導に当たって最も留意すべきことは、教育課程の編成において総合的な学習の時間の位置付けが重視されるようになったことである。

田村(2017)は、小学校学習指導要領の「第1章 総則」の「第2 教育課程の編成」の「1 各学校の教育目標と教育課程の編成」において、「教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。」と示されたことや、「2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」で「学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」と示されていることを挙げ、「今回の改訂のポイントとして、総則と総合の関係が非常に深くなったということが挙げられ」としている。さらに「第5章 総合的な学習の時間」の「第2 各学校において定める目標及び内容」の「3 各学校において定める目標及び内容の取扱い」で、各学校が定める総合的な学習の時間の目標については、「各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。」とされたことを挙げて、各学校の教育目標設定や教育課程編成において総合的な学習の時間の重要性が増したと指摘している⁽¹⁶⁾。

大学の教職課程においては、今回の学習指導要領改訂で、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を明確に整理し、各教科等横断的な視点に立って、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で育んでいくことが強調されていることをしっかりと理解し、現在学んでいる学生や今後入学してくる学生に対し、こうした新学習指導要領の趣旨や改善点を理解し指導に当たらなければならない。

6 教職課程科目の展開

(1) 教職課程コアカリキュラムの作成

教員の養成・採用・研修の一体的改革は、高大接続改革や学習指導要領の改訂と同時並行的に、かつ相互の連携を図りながら進められて来たところであり、平成27年12月、中教審から「これからの学校教育を担う教員の資質向上について」答申がなされた。

その後、教育職員免許法・同施行規則の改正に伴い、平成31年4月から各大学等で新教職課

程が開始されることとなり、「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解」などとともに「総合的な学習の時間の指導法」が新設科目となった。

また，中教審答申の「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで，教員の養成，研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」との提言⁽¹⁷⁾を受け，学校種や職種の共通性の高い科目について教職課程コアカリキュラムが作成され，「総合的な学習の時間の指導法」についてもそのコアカリキュラム【図3】が示された（平成29年8月）。

総合的な学習の時間の指導法	
全体目標：	<p>総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。</p> <p>*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、（１）（２）を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。</p>
（１）総合的な学習の時間の意義と原理	
一般目標：	総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> 1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。 2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。
（２）総合的な学習の時間の指導計画の作成	
一般目標：	総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> 1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。 2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。
（３）総合的な学習の時間の指導と評価	
一般目標：	総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> 1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。 2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

図3 教職課程コアカリキュラム「総合的な学習の時間の指導法」

教職課程コアカリキュラムは、全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものであり、各大学が、教職課程コアカリキュラムに定められた内容を学生に修得させたいうえで、地域のニーズや、大学の自主性・独自性を考慮した教育内容を修得させることで、教職課程全体の質保証をめざすことを目的として作成された。

今後、教職課程コアカリキュラムの内容を反映した教職課程の教育が行われることを前提とした教員採用選考検査が実施されることも予想されることから、各大学では、シラバスを作成したり授業等を行ったりする際には、学生が教職課程コアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施し、責任をもって単位認定を行うことが必要となってくる。

次節では、総合的な学習の時間に関わるこうした流れを踏まえ、新設された教職科目「総合的な学習の時間の指導法」においてどのような指導方法、配慮等が必要となるのかを考察する。

(2)「総合的な学習の時間の指導法」展開の考察

教職科目「総合的な学習の時間の指導法」において、上図のコアカリキュラムに示された一般目標・到達目標を踏まえたシラバスを作成して授業等を展開し、学生に内容を修得させるには、次のことがらに留意しなければならないと考えられる。

①「(1) 総合的な学習の時間の意義と原理」について

一般目標として「総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する」と示されているが、今回の学習指導要領改訂は、各教科等を通して「探究的な見方・考え方」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」など、従前の学習指導要領になかった新しい用語・概念が散見されることから、これらが用いられることとなった背景や概念規定、さらには学習指導要領全体の枠組みなどを理解していなければ、一般目標への到達は容易ではない。

特に総合的な学習の時間の意義については、小学校・中学校（高等学校についても同様と推測されるが）ともに、学習指導要領の「第1章 総則」の「第2 教育課程の編成」の「1 各学校の教育目標と教育課程の編成」に新たに、教育課程の編成に当たって総合的な学習の時間の目標との関連を図ると示された背景を学生に理解させることが重要となる。

このため、シラバスの作成や授業の展開に当たっては、中教審の各種答申などにより教育改革の大きな流れを踏まえながら、学習指導要領の総則の解説や新旧対照表を活用するなどして、今回の学習指導要領改訂の背景等の理解に十分な時間を配当することが必要である。

②「(2) 総合的な学習の時間の指導計画の作成」について

一般目標に「指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける」と示されているが、生徒としての経験はあっても実際に総合的な学習の時間を指導した経験がほとんどなく、また学校現場の実態を熟知していない学生に、指導計画の作成に必要

な基礎的な能力を身に付けさせるには多くの課題が予想される。

既に述べたが、総合的な学習の時間はこの数十年全国の小・中・高等学校で実践され、優れた実践例とともにさまざまな課題も指摘されているので、学生に指導計画の作成に必要な基礎的な能力を身に付けさせるには、こうした具体的な実践例、特に課題から学ばせることが有効と考えられる。

平成15年12月の学習指導要領一部改正で指摘された、「各学校において目標や内容を明確に設定していない」「教科との関連に十分配慮していない」などの課題や、北海道中学校長会の調査で挙げられた「体験や見学等の受け入れ先確保や渉外・調整の負担、移動手段や安全・予算の確保」といった課題は、指導計画の作成時点であらかじめ想定できるものである。

教職課程を学ぶ学生の実態を考えると、指導計画の作成に当たっては、どのような課題があり、それらを解決するためにどのような工夫がなされてきたかを、先行事例から具体的に学ばせたり、教員の立場になって模擬の指導計画を作成させたりすることが有益と考えられる。

また、到達目標に「各教科等との関連を図りながら」と示されていることから、指導計画の作成に当たって各教科・学年との「ヨコ」の関連を考えさせることや、総合的な学習の時間に求められる資質・能力を初等中等教育で一貫して育む観点から、学校種を越えた「タテ」の関連について概観させることも必要である。

③「(3) 総合的な学習の時間の指導と評価」について

総合的な学習の時間においてはこれまでも「探究的な学習」が大切にされてきたが、今回の改訂では探究的な学習の一層の充実が図られ、その趣旨を実現するための具体的な学習指導のポイントとして、「学習過程を探究的にすること」と「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」が挙げられている⁽¹⁸⁾。

学習過程を探究的にするためには、学習過程がおおよそ【課題の設定】⇒【情報の収集】⇒【整理・分析】⇒【まとめ・表現】のような流れになり、この過程が何度も繰り返され高まっていくというイメージを教師が常にもって指導に当たることが重要であることから、教職課程の指導においては、この流れを意識した単元の指導計画や学習指導案の作成などに習熟させる必要がある。

他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすることについては、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力（三つの柱の一つ・「学びに向かう力・人間性等」）の育成ともつながるものであり、教職課程の授業全体において主体的・対話的な授業を積極的に展開する必要がある。

評価について、到達目標には「評価の方法及び留意点を理解している」と記されている。総合的な学習の時間の評価については、「学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標（第1の目標）を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とすることが考えられ」⁽¹⁹⁾とされているが、「各学校の目標、内容」を具体的に

想定しがたい教職課程の授業で評価を実際に行ってみることは難しいと思われる。

このようなことから、第1章総則の第3の2を踏まえながら、「総合的な学習の時間の趣旨、ねらい等の特質が生かされるよう、教科のように数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、教科のように数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとし、例えば指導要録の記載においては、評定は行わず、所見等を記述することとしてきた」⁽²⁰⁾という、総合的な学習の時間の評価についてのこれまでの考え方をしっかりと理解させることを重視することがむしろ適切と考えられる。

参考引用文献

- (1) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」平成20年6月 p4-5
- (2) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」平成20年1月17日 p18
- (3) 文部科学省「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」平成22年11月 p14
- (4) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会「論点整理」平成27年8月26日
- (5) 文部科学省「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（高等学校編）」平成25年7月 p15
- (6) 文部科学省「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」平成22年11月 p111～116
- (7) 北海道中学校長会一研修部一「調査研究報告書 一平成27年度一」平成27年10月 p3～4
- (8) 北海道函館稜北高等学校「『協同的な学び合い』の手引き 平成27年度版」，他から抜粋。
- (9) 北海道教育委員会「平成25年度小学校教育課程改善の手引 総合的な学習の時間」平成25年7月。なお、「平成25年度中学校教育課程改善の手引 総合的な学習の時間」にも同様の記述がある。
- (10) 北海道教育委員会「平成26年度 高等学校教育課程編成・実施の手引 総合的な学習の時間」平成26年11月，及び「平成27年度 高等学校教育課程編成・実施の手引 総合的な学習の時間」平成27年11月
- (11) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成28年12月21日 p11
- (12) 「平成29年度 小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）における文部科学省説明資料」平成29年9月29日

- (13) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」平成29年6月 p3
- (14) 中央教育審議会「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について（諮問）」平成24年8月
- (15) 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」平成26年12月
- (16) 黒上春夫編著「平成29年度版 小学校 新学習指導要領ポイント整理 総合的な学習の時間」東洋館出版社 2017年9月 p2
- (17) 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い，高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」平成27年12月 p49
- (18) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」平成29年6月 p108
- (19) 同上 p119
- (20) 同上 p118

